

Financial Services Tax News

May 2008

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 530 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 100 名が金融部に所属しています。金融・不動産関連をはじめ、法人・個人の申告、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク (www.pwc.com) に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と、価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 150 カ国に 146,000 人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの金融部を皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話 : 03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

*connectedthinking

© 2008 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

2008 年度税制改正 非居住者または外国法人の 利子所得に対する課税

2008年4月30日に、2008年度税制改正に関する法律「所得税法等の一部を改正する法律」が公布・施行されました。

2008年度税制改正については、2007年12月に本ニュースレターで主な改正点をお伝えしましたが、今回はそのうち、非居住者または外国法人の利子所得に対する課税についてご紹介します。

国内源泉所得となる利子所得の範囲

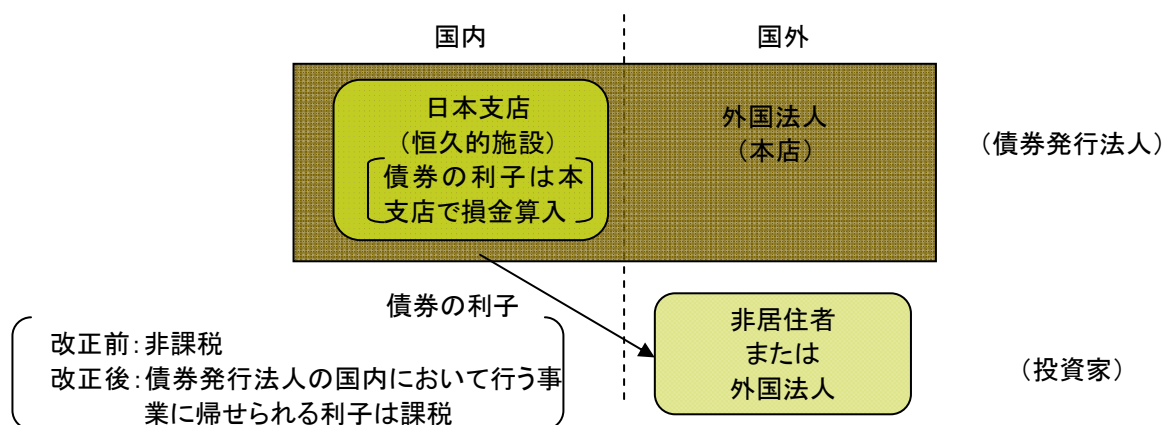
改正の概要

2008 年度税制改正により、非居住者または外国法人の国内源泉所得の範囲に、外国法人が発行する債券の利子のうち国内において行う事業に帰せられるもの等が加えられました。国内において行う事業に帰せられるもの等とは原則として、国内に支店、工場そのほか業を行う一定の場所等（以下、「恒久的施設」といいます）を有する外国法人の発行する債券の利子のうち、当該外国法人の恒久的施設を通じて国内において行う事業に帰せられる利子を行います。

この改正により、租税条約の適用がない場合、非居住者または外国法人が支払いを受ける上記利子に対して、原則として日本で 15%の源泉所得税が課されることになりました*¹。この改正は、外国法人が 2008 年 5 月 1 日以後に発行する債券の利子について適用されます。

*¹ 当該利子の支払いを受ける非居住者または外国法人自身が国内に恒久的施設を有する場合、当該利子に対してさらに所得税または法人税が課される場合があります。

外国法人の発行する債券の利子の課税(例) (債券の利子が外国法人の国内において行う事業に帰せられる場合)



改正の背景

国内に恒久的施設を有する外国法人は、原則として国内源泉所得に対して法人税が課されます*²。国内源泉所得の金額の計算上、外国法人の各事業年度の販売費、一般管理費そのほかの費用は、国内源泉所得を生ずべき業務に関連して生じたものである限り、国内または国外のいずれにおいて支出されたものであるかを問わず、原則として損金の額に算入されます。したがって、外国法人の発行する債券の利子も、それが国内において行う事業に帰せられるものである場合、日本における課税所得の計算上、原則として損金の額に算入されると考えられます。

*² 課税の対象となる国内源泉所得の範囲は、恒久的施設の種類によって異なります。また、租税条約の適用によって、その範囲が修正されることがあります。

一方、非居住者または外国法人が支払いを受ける外国法人の発行する債券の利子は、2008 年度税制改正前は、それが発行人の国内において行う事業に帰せられるものであっても、国内法上は国内源泉所得に該当せず、日本では課税されていませんでした。このため、利子を支払う外国法人の日本での課税所得が減少する一方で、その支払いを受ける非居住者または外国法人は日本では課税されないという結果となっていました。

また、租税条約が適用される場合は、外国法人の発行する債券の利子も、それが国内の事業に帰せられるものである場合、原則として日本で源泉所得税が課されています。このため外国法人 (SPC1) が、条約締約国の投資家に対して、債券を直接発行するのではなく、条約非締約国の外国法人 (SPC2) を通じて発行することにより、日本での

源泉所得税を回避することが可能となっていました(いわゆるダブルSPCスキーム)、今回の改正により、ダブルSPCスキームを利用した債券の利子に対しても、日本で源泉所得税が課されることになると考えられます。

割引債の償還差金に対する課税、民間国外債等の利子の課税の特例

上記の改正にあわせて、外国法人が国外において発行する割引債および民間国外債等について、以下の改正が行われました。この改正は、外国法人が2008年5月1日以後に発行する債券の利子について適用されます。

- (1) 外国法人が国外において発行する割引債について、当該割引債の発行差金のうち国内において行う事業に帰せられるものは、その発行時に、投資家が受けるべき償還差益のうちこれに対応する部分に対して18%の税率により源泉徴収を行うこととされました。
- (2) 民間国外債等の利子の課税の特例について、対象となる民間国外債の範囲に、外国法人が国外において発行する債券の利子で国内において行う事業に帰せられるもの^{*3}が加えられた上で、適用期限が2010年3月31日まで2年間延長されました。

^{*3} 本店等の所在する国等における税負担が日本における法人の税負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国法人により発行された債券は、上記特例の対象となる民間国外債の範囲から除かれます。

より詳しい情報につきましては下記担当者にご連絡ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
金融部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関3丁目2番5号
霞が関ビル15階
電話：03-5251-2400(代表)
<http://www.pwc.com/jp/tax>

パートナー	藤本幸彦	03-5251-2423	sachihiko.fujimoto@jp.pwc.com
	大石克洋	03-5251-2565	katsuyo.oishi@jp.pwc.com
	松田結花	03-5251-2556	yuka.matsuda@jp.pwc.com
	飯村鉄雄	03-5251-2834	tetsuo.iimura@jp.pwc.com
	鬼頭朱実	03-5251-2461	akemi.kitou@jp.pwc.com
	高木宏	03-5251-2788	hiroshi.takagi@jp.pwc.com
	レイモンド・カーン	03-5251-2909	raymond.a.kahn@jp.pwc.com
	スチュアート・ポーター	03-5251-2944	stuart.porter@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マーク・リム	03-5251-2867	lim.marc@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	中村賢次	03-5251-2589	kenji.nakamura@jp.pwc.com
	川崎陽子	03-5251-2450	yoko.kawasaki@jp.pwc.com
マネージャー	斎木信幸	03-5251-2570	nobuyuki.saiki@jp.pwc.com
	箱田晶子	03-5251-2486	akiko.hakoda@jp.pwc.com
	佐々木真美	03-5251-2471	mami.sasaki@jp.pwc.com
	今村恭子	03-5251-2855	kyoko.imamura@jp.pwc.com
	松永智志	03-5251-2586	satoshi.matsunaga@jp.pwc.com
	遠山壮一	03-5251-6212	soichi.toyama@jp.pwc.com
	野中貴史	03-5251-2417	takashi.nonaka@jp.pwc.com
	鈴木宏子	03-5251-2156	hiroko.x.suzuki@jp.pwc.com
	ダニエル・ルーツ	03-5251-6640	daniel.lutz@jp.pwc.com